

平成 27 (2015) 年 1 2 月 2 4 日

大阪市

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

うめきた2期 暫定利用のアイデア募集について

うめきた2期開発については、平成27年3月に策定された『うめきた2期区域まちづくりの方針』をもとに、平成28年度以降早期に民間事業者募集を実施して民間提案により事業を進めることとしており、既に更地化されている2期区域においては、民間開発に先立ち、今年度から順次基盤整備の工事に着手いたします。

また民間事業者募集の実施に向けて、「まちづくりの方針」に基づく質の高いまちづくりを実現するため、今後うめきた2期に関する情報発信やプロモーションが求められています。

このため、まちづくりの早期実現に向け着実な工事進捗に努める一方、2期区域が大阪駅やグランフロント大阪に隣接し、工事期間中も常に来訪者の関心を集めることなどから、うめきた2期まちづくりのプロモーション、周辺エリアの賑わい創出及び防災性の向上等が図られるよう、民間開発が本格化するまでの当面の間、区域内用地の暫定的な利活用を図ります。



今後、当該区域の暫定利用を実施する事業者の公募を行う予定ですが、それに先立ち、うめきた2期にふさわしい暫定利用に関するアイデア（企画提案）の募集を平成27年12月24日から平成28年1月25日の間で実施いたしますので、お知らせいたします。

詳細は、別紙参照願います。

【お問い合わせ先】

独立行政法人都市機構 西日本支社

都市再生業務部 うめきた都市再生事務所(遠藤・橋田) (電話) 06-6292-5267

総務部 総務チーム(広報担当:伊藤) (電話) 06-6969-9008

大阪市都市計画局

企画振興部うめきた整備担当(担当:黒木) (電話) 06-6208-7838

うめきた2期区域内用地の暫定的な利活用に関するアイデア募集について

うめきた2期区域暫定利用検討委員会（以下「検討委員会」という。）では、うめきた2期区域が大阪駅やグランフロント大阪に隣接する都心部の貴重なオープンスペースであり、工事期間中も常に来訪者の関心を集めることなどから、当該区域内用地の有効利用を検討しています。

今回、当該区域用地を活用してうめきた地区周辺エリアの賑わいの創出、活性化等が図られる事業を実施する暫定利用事業者募集の参考とするため、当該区域内用地の一時的な有効利用（以下「暫定利用」という。）について、広くアイデアを募集します。

1. アイデア募集の対象

アイデアの具体化が可能な組織やグループ等で企業や個人等の所属は問わない。
ただし、以下の団体等は対象外とする。

- 代表者が18歳未満の団体
- 暴力団員又は暴力団密接関係者が関与する団体
- 宗教活動や政治活動を目的とした団体

2. アイデア募集の内容

「うめきた2期区域まちづくりの方針」及び「うめきた2期区域暫定利用の基本方針」に掲げるうめきた2期まちづくりのプロモーション、うめきた地区周辺エリアの賑わい創出及び防災性の向上等に資する事業内容で、下記前提条件等を踏まえた団体・グループが主体となって実施するもの。

- ※1 自社商品やサービスの提供など営利のみを目的としたもの、特定の団体等に限定された利用の目的としたもの、政治的又は宗教的なもの、法令・公序良俗等に違反又はそのおそれのある暫定利用事業は対象外とする。
- ※2 提案する事業内容は、対象期間の内、一定期間又は対象区域の内、一部エリアによる利活用でも構わない。
- ※3 「うめきた2期区域まちづくりの方針」については
下記ホームページをご参照下さい。

（うめきた2期区域まちづくりの方針）

<http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000305317.html>

【アイデア募集のための前提条件】

① 対象期間

平成 28 年 5 月～平成 29 年 3 月末

② 対象区域

区域中央部の概ね 1～2ha 程度（別図参照）

イ) H28 年度上半期（平成 28 年 5 月～9 月頃）

A 区域 約 1 h a （出入り制限あり）

B 区域 約 1 h a （出入り制限あり）

ロ) H28 年度下半期（平成 28 年 10 月頃～平成 29 年 3 月）

A 区域 約 1 h a （区域東側からの歩行者通路を確保）

B 区域 約 1 h a （出入り制限あり）

③ 留意事項

イ) 当該区域の状況

- ・未舗装、一部不陸あり。電気、ガス、水道等のインフラは未整備。
- ・当該区域は、区域内管理のため周辺に塀を設置しており、周辺道路から区域内の状況を見る事はできない。
- ・区域内では、基盤整備の工事中であり、利用期間中においても工事は休止しない。

ロ) 使用料等

- ・土地使用料（賃貸料）は無償。

ハ) その他

- ・大規模な掘削、基礎等が必要となる建築物等の設置及び油類を使用する利用は不可。
- ・暫定利用に伴い発生する用地の軽微な整備等に要する費用は事業者負担。また、利用後の用地の現状回復は必須。

④ 平成 29 年度以降の暫定利用について

利用条件は未定ですが、平成 29～30 年度の暫定利用の参考とするため、平成 29 年 4 月以降に実施する暫定利用のアイデアがある場合もご提案ください。

3. アイデア企画書の提出方法等

① アイデア応募期間

平成27年12月24日（木）から平成28年1月25日（月）まで

② 提出先及び提出方法

〒530-0011

大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA 17階

うめきた2期区域暫定利用検討委員会 事務局 独立行政法人都市再生機構

TEL 06-6292-5267

上記期日までに、別紙「うめきた2期区域暫定利用企画提案書」に必要事項を記載の上、書留郵便により郵送（必着）してください。持参、電送（FAX）又はメール等によるものは不可とします。

4. 今後の予定

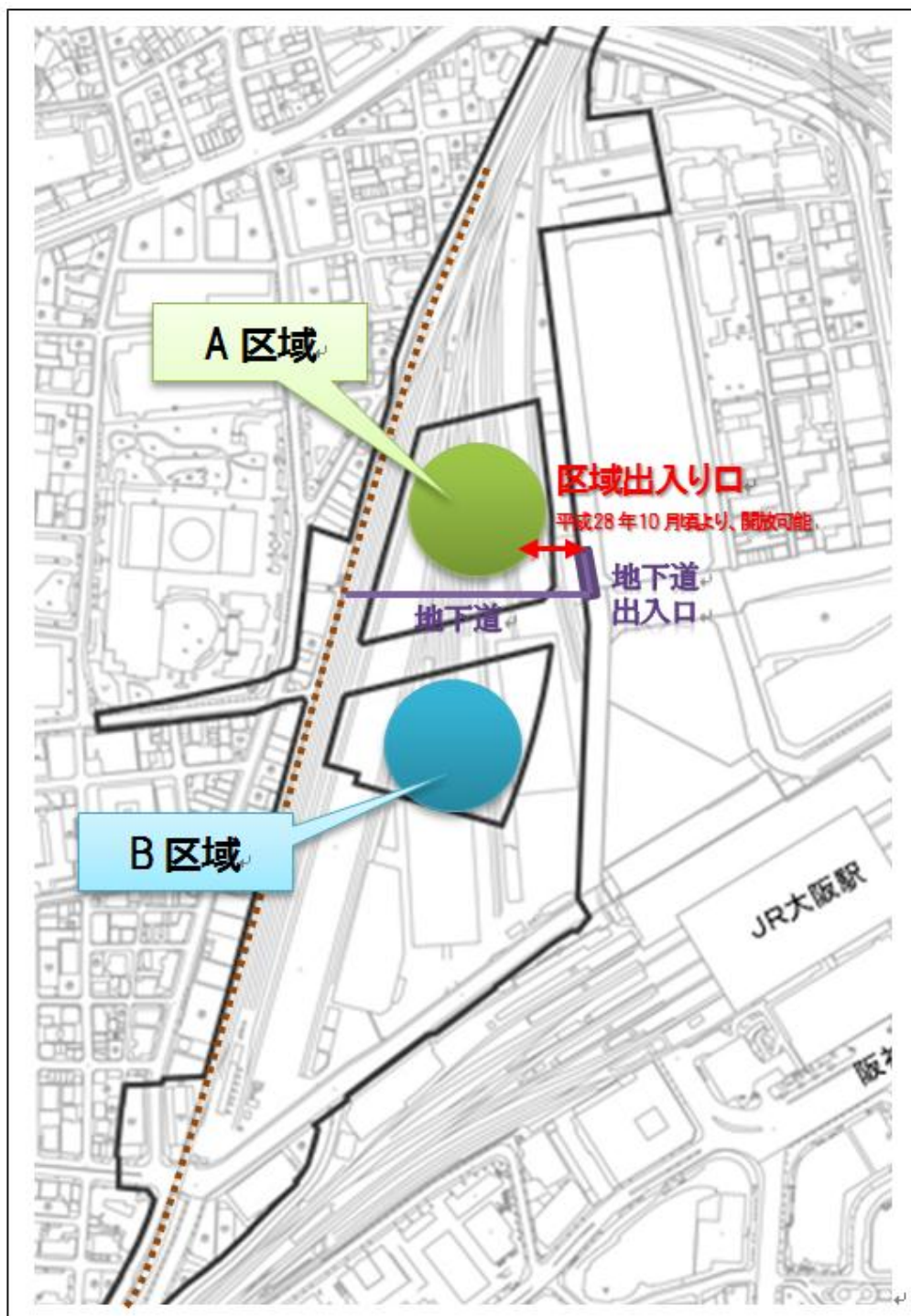
- ・平成28年2月下旬 暫定利用に関する事業者募集を開始
- ・平成28年4月 検討委員会にて利用内容等の審査、暫定利用事業者の決定
- ・平成28年5月～ 暫定利用を開始

5. その他

- ① 応募されたアイデアに関するすべての権利は、検討委員会に帰属し、提案者の了解なく企画内容等を第三者に開示・提供することはありません。
- ② 企画書の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- ③ 提出された書類は返却しません。
- ④ 応募されたアイデアについて、検討委員会事務局から事業内容について問合せ等の連絡をさせていただくこともあります。
- ⑤ 応募者の個人情報は、本募集の目的以外には使用しません。また、第三者に個人情報を開示・提供することはありません。
- ⑥ 今回の募集はアイデア募集のため、平成28年2月下旬に予定している暫定利用に関する事業者募集に関して優先権を付与するものではありません。

以 上

【暫定利用の対象区域】



※ A・B両区域において、区域出入口付近を工事用車両等の通行路とするため、区域への出入りは制限される。ただし、A区域については平成28年度下半期に暫定的な歩行者通路（地区東側、現地下道出入口付近）を確保する予定。

(参考：現地状況写真)



別 紙

平成 年 月 日

うめきた2期区域暫定利用検討委員会 宛

うめきた2期区域暫定利用に関する企画提案書の提出について

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

うめきた2期区域の暫定利用について、別添のとおり企画提案書を提出いたします。

担当部署：

担当者：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

〈様式 表面〉

うめきた2期区域 暫定利用に関する企画提案書

企画案の名称		
企画案主催者	(所在地)	
	(商号又は名称)	
	(代表者職氏名)	
	(担当部署)	
	(担当者氏名)	
実施予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 計 日間	

企画案の内容	(概要)
	※利用に伴い入場料が発生する場合、飲食・物販等の施設を設置する場合等は必ず概要にその旨を記載下さい。
	(使用面積)
	(設置する設備・施設等)

(使用区域・配置図)

(特記事項) ※これまで、今回ご提案いただく事業など、同種の実績があれば差支えない範囲でご記入下さい。